平成２９年（フ）第２１９号
秋田市牛島東６丁目５番42号
債務者　小田　紘美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２６号
秋田市牛島東６丁目３番15号　小野方、住民票上の住所秋田市牛島西２丁目11番８号
債務者　桜庭世津子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２７号
秋田市手形住吉町４番26号
債務者　西村　理佳
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３５号
秋田市南通亀の町８番25号　エクセレント五番館210
債務者　山口　　純
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２号
福井県敦賀市神楽町２丁目３番18号　リリーフ神楽402号、前住所福井県敦賀市野神40号228番地の４　コーポレアーズⅡ102号室
債務者　市村　美咲
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第２０７号
兵庫県篠山市住吉台33番地３
債務者　和田明男こと　崔　　明男
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
兵庫県川西市鼓が滝３丁目１番56号
債務者　川端　清子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
和歌山市鳴神788番地15
債務者　松原久美子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２８９号
和歌山市鳴神1204番地　清水住宅106号
債務者　玉置　和弘
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２９１号
和歌山県紀の川市粉河4801番地106
債務者　上西　正記
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４７号
愛媛県宇和島市別当６丁目７番１号
債務者　加藤　八惠
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第３３２号
大分市大字寒田754番地の１（コスモＢ202）
債務者　入倉　美紀
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８７９号
神戸市兵庫区西上橘通１丁目１番26号　松田マンション503
債務者　スマイルラインこと　荒薦　清人
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９６号
神戸市兵庫区下祇園町29番７号キャッスルハイツ平野201号、従前の住所神戸市兵庫区下祇園町29番７号キャッスルハイツ平野305号
債務者　橋本　明代
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１６号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番430―202号
債務者　黒岩　紘二
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２３号
神戸市兵庫区浜崎通２番22―607号、従前の住所神戸市兵庫区東山町１丁目10番2046号
債務者　カラオケスナックぽんぽんここと　谷本禮子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８号
高知県宿毛市和田3955番地１　市営改良住宅正和第２団地１号、旧住所高知県宿毛市和田708番地　第３団地12号
債務者　村中　由利
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
高知地方裁判所中村支部